

11 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年10月14日

委員長

請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申し出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。特に討論を必要とするか、御意見を願います。

村岡委員

議請第5号についてだが、委員会では不採択であった。私たちはこの委員会に委員がおらず、紹介議員としても意見を述べる機会はなかった。それ以上に、この件については4,600億円に増額となった2004年時に、本県議会は全会一致で、これ以上の建設費の増額は認めない主旨の決議を行っていることに照らしても、この請願の内容は県民に極めて密接に関わるものである。是非、本会議で県民に対して意見を主張する場を設けていただきたいということで希望する。

小島委員

毎定例会申し上げているが、請願に対する討論は原則行わないことを申し合わせている。

今回の討論の希望が出ている請願については、特に討論を必要とするとは考えない。常任委員会で審査されていた状況を鑑みても、この請願は議案の方で討論をすれば目的は達成できると思うので、本会議での請願に対する討論は必要ないと、今回も申し上げておく。

委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるの

で、討論は行わないことでよいか。

<了承>

菅委員

請願に対する討論の件ではないが、請願に関する件であるので、ここで3点確認したい。

1点目は、過日、企画財政委員会で、請願者の委員会における発言が認められなかった件についてである。議事録をひもとくと、請願者の委員会における発言については昨年の臨時会で決められたことであるが、その際、委員長の権限が明確でないことと、どういう形で手続きをするかが明確に決められないまま、決定された。そのときに「議会運用規程」なるものの発言があったが、この議会運用規程とは何を意味しているのか。それで採決がされているので、その整理をしていただきたい。

2点目は、企画財政委員会では委員長の判断理由の説明が十分なされなかった件についてである。委員長の判断した内容について、本来、説明がなされるべきだと思うが、当該委員会では、それは議運で議論すべきだということで打ち切られている。本来であれば企画財政委員会で説明がなされるべきである。

3点目は、とても重要なことで、ある意味ルール違反を我々議会がやっちゃっている話になる。発言を希望する請願者に対して、その可否を委員長が判断するわけだが、委員会に対して請願が付託されていない段階で、見切りで、この日に来てほしい旨の連絡をしている。議長に請願が出されていて、まだ委員会付託していない段階で委員長がそういう判断をするのはある意味ルール違反である。そうするならば、本来、請願の付託を先にすべきであると思ってい

る。これは手続き上、明らかに委員長の権限違反になる話である。その辺の整理をしていただきたい。

田村委員

請願者に委員会における発言の機会を付与することができるように決定した際、私が議運委員長であった。

まず、3点目から確認させてもらおうと、請願が委員会に付託されてから委員長が判断している。そこは間違えないでいただきたい。事務局が、請願者が発言を希望するか否かを確認し、希望があった場合には、委員会で発言できる可能性もある旨の通知を送っているだけである。今回の場合、委員会に請願が付託された後、委員長が判断している。

次に、今回は八ッ場ダムに関する議案を先に審議し、八ッ場ダムに関する請願はみなし採決となった。請願者が発言する機会はずなかつたということを十分認識いただきたい。

なお、この取り扱いを決定したときの趣旨は、県政に関する請願のうち内容を確認すべきものがあつたときに、請願者の発言を求められるようにしておこうというものであつた。そういう場合に、請願者にお越しいただき、御意見を伺おうという意味であるので、間違えないでいただきたい。

菅委員

みなし採決の手続き前に、請願者に発言の機会が設けられる可能性もあるということを、委員長が判断するというのは、付託を受けていないので、厳格に言えば違反であると私は認識している。また、そのルール の在り方自体が、請願者の発言の機会を保護するために、早めに請

願者に連絡することを求めているのだと認識している。しかし、それはあくまで議会側の勝手な都合であつて、そういう手続きをするならば、やはり請願を先に付託すべき筋の問題だと考える。

田村委員

議会運営の認識が全くなされていないのが問題点である。

請願が提出されて、委員会に付託されるのが一般質問最終日である。その前に、事務局が請願を受けた段階で、委員会での発言を希望するか否かを確認する。どの委員会になるなどとは言っていない。確認を取った上で、委員会で発言の機会が付与される可能性があるという旨の手紙を送っているだけである。委員会における請願者の発言の可否は、委員会に付託された後、委員長が判断している。全く問題ないと思う。

委員長

整理させていただく。委員会における請願者の発言の機会の付与については、昨年度決定されたとおりに運用していくことでよいか。

村岡委員

菅委員の意見も大事なことだと思うし、田村委員の発言も聞いた。委員長が決めることが前提となっているが、付託をされてから委員長が判断し、発言の許可・不許可を請願者に連絡するという時間的なことも考慮すると、改善すべき点があると私は考える。是非、12月定例会までに、何らかの形で、改善すべき点は改善するよう、委員長として検討してほしい。

委員長

委員長今申し上げたように、委員会における
請願者の発言の機会の付与については、昨年度
決定されたとおりに運用していくことでよいか。

<了承>